



発行・幸田町役場 愛知県額田郡幸田町大字菱池字黒方11番地
編集・企画課 ☎ 2-1111 (2)2456 印刷・角間印刷

人口動態 (昭和53年5月1日)

総人口	24,583人
男	12,076人
内 女	12,507人
世 帯 数	6,306戸
（4月中の移動）	
出生	36人 男 18人 女 18人
死亡	13人 男 7人 女 6人
転入	178人 男 85人 女 93人
転出	118人 男 49人 女 69人



▲堂々とそびえ立つ訓練塔（高さ17m）

高所訓練塔／完成／ 救助技術の向上に意欲

消防署全員で「高所訓練塔」を作り上げ、現在、救助技術の向上に猛特訓の姿に住民は信頼している。

人間尊重の親切行政を 基本理念に……

就任あいさつ



助役



収入役
都築克郎

郷里「幸田町」の

発展のために……

このたび議会のご同意をいただき助役に選任されました。誠にありがとうございました。この職責の重さに身の引きしまるものを感じております。

私は、この基本理念に従つて初心にかえり助役の職務である長の補佐と、その補助機関たる職員の担任する事務を監督し、幸田町の明るく住みよい豊かな人間性と地域部落との連帯感の醸成を培かれてまいりたいと存じます。

このたび、國らずも幸田町収入役の大役を仰せつけられ、身の引き締る思いがしております。

もとより浅学菲才の身で役務を全うできるか、いささか心配ですが、わが余生を郷里“幸田町”的に思ふに、青少年時代、身を軍籍に於て心身を鍛錬され、壯年期には、企業競争激化の中、経営の指導とご協力を賜わりますよう心からお願いいたしまして、ご挨拶と致します。

まだ、何せ就任早々で、内外漢の私には、抱負や要望などを書き並べば、先輩諸兄のご叱声を受けること必至ですので、今日はこれで、勘弁いただきたいと思ります。

ただ、最後に幸田町の栄える夢と希望だけは、これからも絶えず持ち続けていきたいと思います。

静岡では、「都築」姓はまことにめずらしく、多少、誇らしげな気持ちすらありましたが、終戦後幸田に移り住み、なんと都築という姓が多いことにびっくり。

亡父の伯父は、都築兼三郎（通称、イモ兼と呼ばれていた様子）は、書を好み、広田村役場の書記の仕事をしていたとかもっぱらの語り草となっていた様子。

私が五代目の当主として、再び役場に、ご縁をいただくこととなつたのも何かの奇縁かと思つてお

ります。

まだ、何せ就任早々で、内外漢の私には、抱負や要望などを書き並べば、先輩諸兄のご叱声を受けること必至ですので、今日はこれで、勘弁いただきたいと思いま

す。

訂正

広報五月号で、「日本電装の工場住宅用地造成に関する地元付近の協力工事費一覧表」(四ページ)の中で、「田多美川上流改修工事」の備考欄が野場地区となっていましたが、菱池地区の誤り、老人クラブ会長の「福祉センターの竣工に寄せて」(二二ペーパー)の中で「老人我等慈」となっていましたが、「老人我等慈」の誤りでしたので、おわびして訂正します。

法律相談の効用



幸田町顧問

村越 健
(弁護士)

前回まで相続の話をし、今回も「相続税」や「相続と扶養」の話に進む予定であったが、すこし中休みをいただき、このテーマは後回すことをお許し願いたい。

そこで、今回は法律相談の効用について話をしてみたい。

私たちの日常生活は、一見法律とは無縁のように見える。

しかし、毎日の主婦の買物ですら売買という立派な法律行為なのである。それが、あまり問題とされないので、日常茶飯事的にスムーズに行われているからにすぎない。

しかし、事が不動産の売買、賃貸借、手形、債権回収、交通事故や離婚、相続、境界、刑事案件等の諸問題で、日常茶飯事的とはいえないような場合は、他人まかせ

4

法律あらへ

これが、予防法律学の強調される所以である。

ところで、法律相談といえば、無料相談と思う人が多い。そこで、有料相談と無料相談の違いを明らかにしよう。

無料相談は、公的機関（幸田近辺では、幸田町役場、岡崎市役所と西三河事務所）で弁護士に委嘱して行われている。

私もこの四月から岡崎市内に事務所を移転したので、市役所や西三河事務所などの無料相談にでか

けることが多い。ちなみに幸田町などは、一年に二回のようである。

が、むしろ月一回くらいにしたらどうだろうか。

私はこの四月から岡崎市内に事務所を移転したので、市役所や西三河事務所などの無料相談にでかけることが多い。ちなみに幸田町などは、一年に二回のようである。

が、むしろ月一回くらいにしたらどうだろうか。

多少、余談にわたったが、右のような相違点はあるとしても、私としては、人権意識を高め、具体的な権利を守る上にも無料相談は有用であると思うので、大いに活用してほしい。

有用であると思うので、大いに活用してほしい。

有用であると思うので、大いに活用してほしい。

心配ごと相談

とき 每週水曜日

午前九時～正午

ところ 中央公民館第五会議室

相談員 山田秀男・兼原精一

6・7 水井まさ

14 日高恒夫・宇都野かな江

21 杉浦真一・藤江芳恵

28 永田つや・久光スミ子

無料法律相談

とき 每月第三水曜日

午前九時～正午

ところ 中央公民館第六会議室

相談員 幸田町顧問

村越 健

行政相談

とき 六月二十一日(水)

午前一〇時～正午

ところ 中央公民館第五会議室

相談員 横井一夫

町内の人権擁護委員制度

人権擁護委員制度
生まれて三十一年

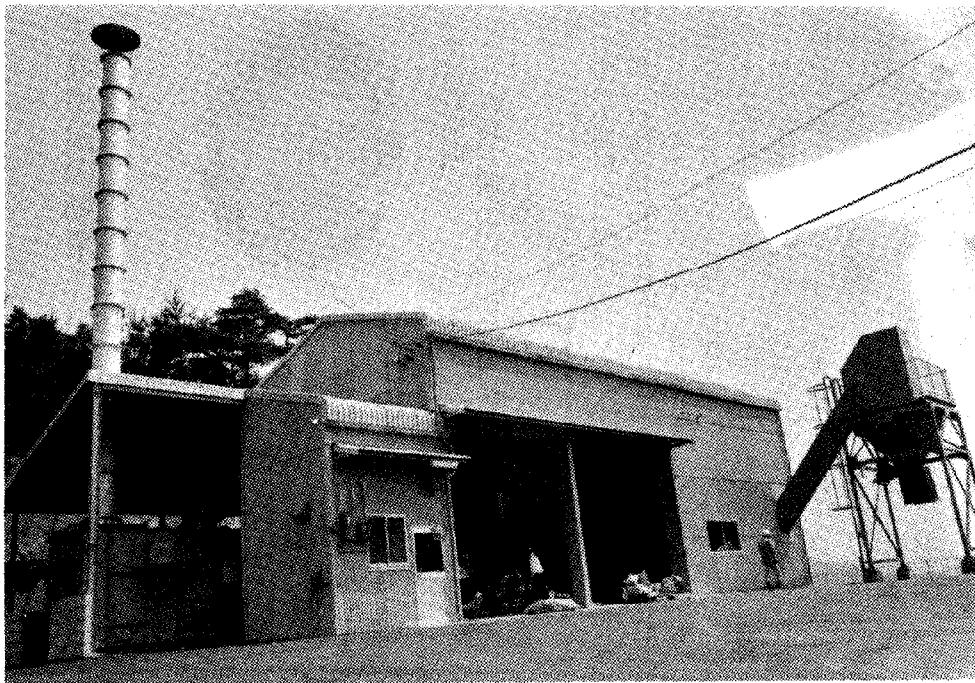
みなさんの中で、日常生活で無理な要求をされて困ったり、このようなことが許されるのだろうかと迷つたりした時がありましたら、人権擁護委員にご相談ください。

藤井祐慶(高力)
渡辺一雄(深溝)
永井まさ(上六栗)
□一二七三三
□一一六三〇
□一一〇三三

費用も節約できる。そのためにも機応変に書類も作成できるし、弁護士としてもその場限りではなく、アフターケアに努めてできるだけ親切に相談にのる。相談料も受けたるものである。

未然に防ぐことである。それによつて、時間を浪費せずに済むし、その茅を摘み取る方が賢明である。さらに賢明であるには、紛争を争うほどのこともある) 法律相談にでかける方がよい。

概して、日本人は頭脳労働の価値を低く見がちであり、法律相談といえどもその一例である。職業に貴せんはないが、精神労働の価値をもつと認めていく社会が、これから社会であろう。



清潔で住みよい街づくりに

不燃物処理場「完成」

ゴミ問題は私たちの生活から、切りはなすことはできません。豊かな田園と緑に囲まれた清潔な街づくりも、みなさんひとりの心がまえから始まります。

「わたしひとりぐらいなら…」

という考え方がある、町中をゴミの山にしてしまいます。

今回は、五月号の福祉センターに続き、不燃物（危険物）処理場が完成しましたので、みなさんにお知らせします。

処理能力 一日に21トン

ガラス類 一五トン

あき缶など金属類 五トン

焼却炉 一、二トン

転をはじめました。

処理場は、約五〇〇〇平方㍍の敷地に鉄骨スレートぶき、平屋建の機械棟など約一五〇平方㍍の建

物がつくられ、その中にガラス破碎機、金属圧縮プレス機、焼却炉が設置され、一日に二一トンの処理能力をもち、町内の各家庭から出される不燃物（燃えないゴミや危険物）を処理します。

この不燃物処理場は、昨年の五月から深溝地内に建設がすすめられてきたもので、この度、立派に完成し、六月一日より本格的に運

これから「ゴミ」処理は…

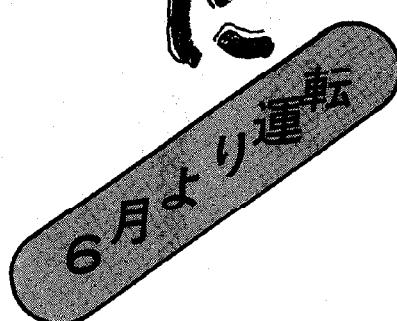
食品の生ゴミやパック類、紙くずなど可燃物（燃えるゴミ類）は、今までどおり。

ガラス類は、ガラス破碎機によりくだいて、埋立などにより処理。

あき缶など鉄くず類は、プレス機械により圧縮再生し、利用。

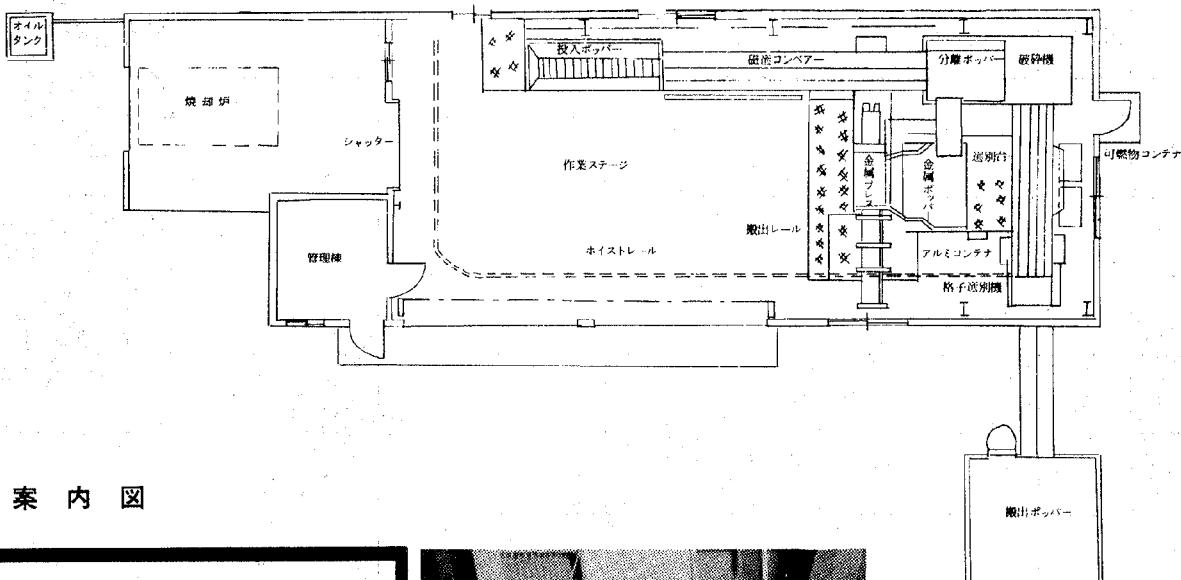
不燃物処理場の効果

収集と処理が同時、ガラス類と鉄くずなどが分別処理するため環境を保護する。あき缶などガラス類は、くだいて埋立するため、埋立地がすくなくて済む。あき缶など金属類は、プレス機により圧縮ブロック化し、再生利用し、省資源対策（貴重な資源を大切に使うこと）になる。

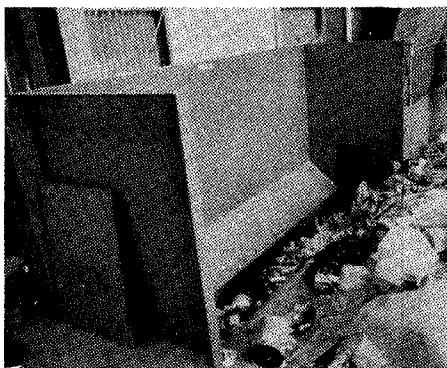
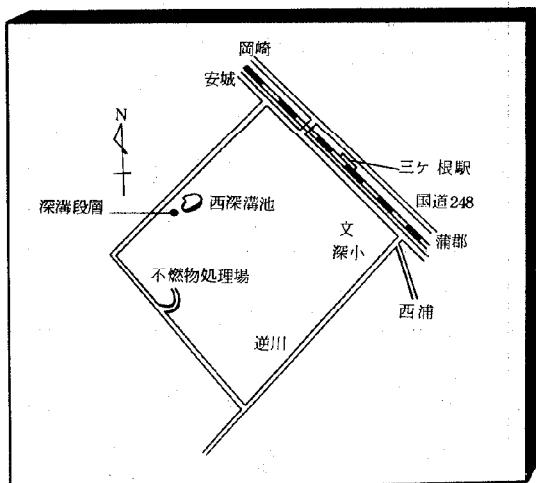




平面図及び機械配置図

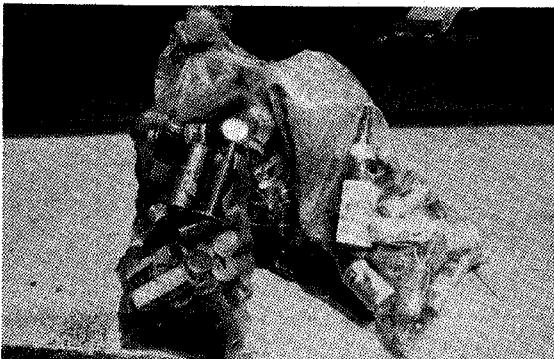
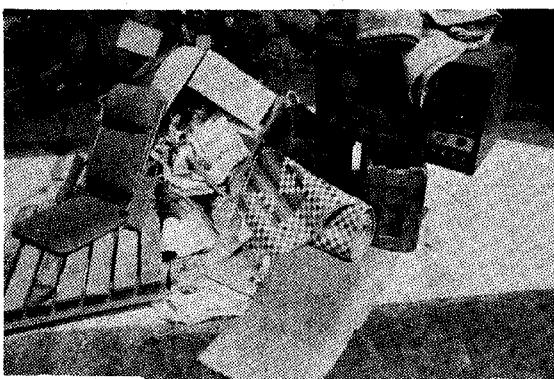


案内図



▲投入ホッパー

建屋面積	
機械棟	m ²
112.0	
管理棟	7.30
焼却炉棟	25.80
ポッパー棟	9.0
便所	1.57
合計	155.67



ゴミは燃えるもの、燃えないものに分け、指定日・指定場所

不燃物（危険物や燃えないもの）の収集日と収集場所は、今までどおり

なお、処理場の運転状況を見て、今後、回数を増やす予定です。

処理場が円滑に操業できるよう次の点を守ってください。

- ガラス類はガラス類
- 鉄くず類は鉄くず類

のよう、それぞれ分け、
ポリ袋かダンボール箱に入れ
て出す。

食品の生ゴミやパック類など
燃えるものは、いっしょに入
れない。

スプレー缶などは、爆発する
恐れがあるため中味を抜き、
缶に穴を開けて出す。

▶出してはいけないゴミ

▶区別されたゴミ

老人福祉センター利用者送迎バス運行表 (6月1日~7月8日分)

日	曜日	地区名	集合場所	集合時間	行事その他
6/1	木	永野・新田 横落・三菱	①東覚寺前 ②永野山崎交差路 ③横落児童館前	①午前9時 ②〃9時 ③〃9時30分	健康相談
3	土	野 場	豊坂支所前	①〃9時 ②〃9時30分	"
6	火	須美・桐山	①須美公民館前 ②桐山老人憩の家	①〃9時 ②〃9時30分	老人検診 文化協会芸能
8	木	六栗・上六栗	①六栗公民館前 ②上六栗老人憩の家	①〃9時 ②〃9時30分	健康相談
10	土	逆川・海谷	①逆川集荷所 ②海谷公民館	①〃9時 ②〃9時30分	"
13	火	市場・里	①折ヶ谷バス停 ②近藤製作所前 ③岩瀬石油店前 ④三ヶ根駅北口	①〃9時 ②〃9時 ③〃9時15分 ④〃9時30分	文化協会芸能
15	木	岩 堀	①欠間バス停 ②岩堀老人憩の家 ③消防署前	①〃9時 ②〃9時 ③〃9時30分	健康相談
17	土	幸田・荻	①幸田駅前 ②牧野鉱産スタンド前	①〃9時 ②〃9時30分	"
20	火	芦 谷	鳥居製材所前(2回)	①〃9時 ②〃9時30分	"
22	木	大 草	①大草老人憩の家 ②正樂寺前	①〃9時 ②〃9時30分	"
24	土	長嶺・久保田 高 力	①長嶺山本商店前 ②葵カメラ前 ③熊谷橋	①〃9時 ②〃9時 ③〃9時30分	文化協会芸能
27	火	坂 崎	①坂崎小学校前 ②坂崎南バス停 ③岡田病院グランド下(国道)	①〃9時 ②〃9時 ③〃9時30分	健康相談
29	木	鷺 田	①幸田高校正門前 ②菱池支所前	①〃9時 ②〃9時30分	"
7/1	土	永野・新田 横落・三菱	①東覚寺 ②永野山崎交差路 ③横落児童館前	①〃9時 ②〃9時 ③〃9時30分	"
4	火	野 場	豊坂支所前	①〃9時 ②〃9時30分	老人検診 文化協会芸能
6	木	須美・桐山	①須美公民館前 ②桐山老人憩の家	①〃9時 ②〃9時30分	健康相談
8	土	六栗・上六栗	①六栗公民館前 ②上六栗老人憩の家	①〃9時 ②〃9時30分	"

送迎日 每週 火・木・土曜日 (1日: 1~2往復) バス乗車定員 41名

送迎時間 迎え AM9.00~11.00 の間

送り PM3.30~4.30の間

※上記以外は、各自でご利用ください。(月曜日・祝祭日除く)

(7)

ヒバリのさえずりが一息ついた頃、初夏の空に高く昇りながら「ヒツ・ヒツ……」と鳴き続けるとても小さな野鳥です。飛んでいる時と地上に降りる時の鳴き声が変り、「チヤツチヤツ・チヤツチヤツ……」と鳴き、波打つように草むらに降ります。

セツカの背面はたてじまのある黄褐色、腹部は灰色で、尾は長めです。すめより一回り小さく、あまり目立ちませんが、双眼鏡などで見ると可愛いらしく、群をつくる種類の虫を好んで捕食し、藪の中などを活発に動き回り、群をつくる特徴で、セツカもその生活場所は藪の中や草むらですが、繩張りを監視するために雄は、空高く

飛びながら「ヒツ・ヒツ……チヤツチヤツ……」と鳴き続けます。六月くらいに葦や草むらの茎の間に、白いチガヤの穂や葉を集め、上部が狭いコップ型の巣をつくり、内部は、チガヤの穂をたくさん敷き、四五六個くらいの卵を産み、ヒナを育てます。

他の野鳥たちが、鳴き止む八月いっぱいまで声が聞かれますが、換羽期の九月になると全くその存在がわからなくなり。セツカは、一般には「夏鳥」と呼ばれ、冬になるとその多くは暖かい地方へ渡っていくのですが、町内では、真冬になつても枯れ草の下や溝の間をくぐり回つて、いる姿を見ることもあります。

ウグイス科の野鳥は、あらゆる種類の虫を好んで捕食し、藪の中などを見ると可愛いらしく、群をつくる特徴で、セツカもその生活場所は藪の中や草むらですが、繩張りを監視するために雄は、空高く

セツカ(ウグイス科)

夏 鳥



幸田の野鳥⑪

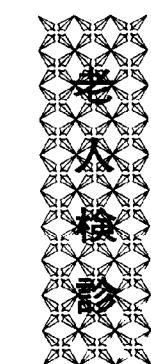
中高層の建築物に 日影規制がされます

このことにつきましては、広報五月号でお知らせしましたが、建築基準法の改正で、一定規模以上の中高層の建築物による日影に規制が加えられます。これに伴い、県の建築基準条例が改正され、今年六月一日から建築確認に際して日影規制が実施されます。

規制対象となる中高層の建築物については、日影を測定する位置と、おととしてはならない時間など、それぞれの区域について定められていますが、これらの規定を含めて中高層の建築物の日影規制の内容は〔表〕に示されているとおりです。詳しいことについては、県事務所建築課または役場土木課へ。

規制される 日影時間など

日影時間など



規制内容

規制内容

日影規制を受ける区域	敷地境界線から5メートルをこえ10メートル以内の範囲におとしている場合	敷地境界線から10メートルをこえる範囲におとしている場合	日影規制を受ける建築物	日影の測定面(平均地盤面からの高さ)
第一種住居専用地域で容積率 $\frac{5}{10} \cdot \frac{6}{10} \cdot \frac{8}{10}$ の区域	3時間以上	2時間以上	軒の高さが7メートルをこえる建築物または3階以上の建築物	1階の窓の中心(地上1.5メートル)
第一種住居専用地域で容積率 $\frac{10}{10} \cdot \frac{15}{10} \cdot \frac{20}{10}$ の区域	4時間以上	2.5時間以上		
第二種住居専用地域で容積率 $\frac{10}{10} \cdot \frac{15}{10}$ の区域	3時間以上	2時間以上		
第二種住居専用地域で容積率 $\frac{20}{10} \cdot \frac{30}{10}$ の区域	4時間以上	2.5時間以上	高さが10メートルをこえる建築物	2階の窓の中心(地上4メートル)
住居地域で容積率 $\frac{20}{10}$ の区域	4時間以上	2.5時間以上		
住居地域で容積率 $\frac{30}{10} \cdot \frac{40}{10}$ の区域	5時間以上	3時間以上		
近隣商業地域または準工業地域で容積率 $\frac{20}{10}$ の区域	5時間以上	3時間以上		

※規制を受ける日影時間は、冬至の日の真太陽時の8時から16時までの8時間で、日影になる時間

と
六月六日 須美・桐山
七月四日 野場
ところ
老人福祉センター
福社センターの利用日に併設。
なお、今後の老人検診は、老人

今すぐ

児童手当現況届の提出を

提出場所
役場住民課

提出期限
六月三〇日(金)

現在、児童手当を受けている方は、必ず役場住民課まで届出をしてください。届出をしない場合、六月分以後の手当が受けられなくなります。

必要なもの

現況届の用紙は、住民課に用意しております。

なお、印鑑を必ず持参してください。

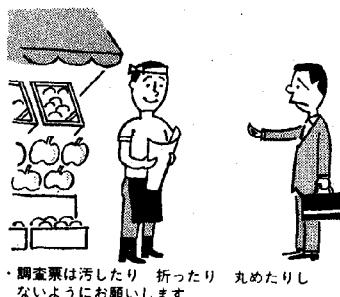
備考

公務員の方は、届出の必要はありません。

事業所統計調査にご協力を

この調査は、3年ごとに国が実施する統計調査で、全国の事務所や工場、店舗、旅館をはじめ神社、寺院にいたるまで、あらゆる種類のすべての事業所について、事業内容や従業者などを調べる事業所の国勢調査です。

調査の結果は、役所の開発計画や公害対策などの作成資料として使われる大切な統計調査ですのでご協力をお願いします。



納期限
町県民税 第一期分
六月三〇日

今月の納税

清掃 一年に一回以上
点検 半年に一回以上
補給 消毒薬の補給一ヶ月に
一回

許可業者 (し尿浄化槽)
蒲郡清浄センター

合資会社
二一〇三三六

連絡先
編さん室、住民課へ
二一一一一一

町民のみなさんの体位向上とスポーツの振興を目的に、町民スポーツ大会を次の日程により開催します。

町民スポーツ大会

種目および日程

■■■ 軟式野球
五月二十八日・六月四日
六月十一日

■■■ バトミントン
六月二十五日

■■■ ソフトボール・軟式テニス
六月十八日・二十五日

■■■ バレーボール
六月十八日・二十五日

会長 神本德市
副会長 広間典幸・山口武雄
理事長 加藤 鑑

昭和五十三年度
幸田町体育協会役員

副理事長
貝吹敏行 清水七郎

監事 羽根渕悟
白井昭彦 浅井典子
常任理事
児玉正幸 杉浦富和
清水七郎 榎原正勝
貝吹敏行 河合武則
伊豫田伸吾 本田 章
羽根渕悟 小林正忠

しあわせでんわ

052-971-8080

相談日時

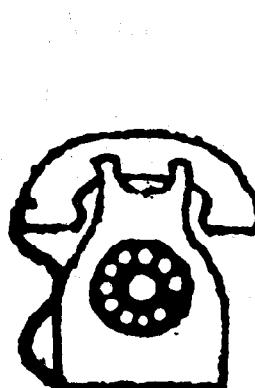
月曜日～土曜日
午前9時30分～午後4時30分
(土曜日は午後0時30分まで)

相談内容

福祉サービス、家族関係など

相談員

ボランティアのみなさん



■■■ 戦没者史編さん室
よりお願い

最近、本町でもし尿浄化槽からの排水による苦情が数多くでています。し尿浄化槽は年に一回の清掃が義務づけられ、許可業者に清掃してもらうと「清掃済の証」をくれますので、よく見えるところに貼付してください。

正しい管理を

■■■ 編さん室では、支那事変、大東亜戦争で戦没された方々の記録を集め、戦没者史を編集していますが、まだ、いろいろな資料が不足しているので、次にあげるような資料や写真をお持ちの方は、お知らせください。

学校や子供会の行ったこと
青年学校、青年団の行事
在郷軍人会の果したこと
婦人会の活動
隣り組の活動

召集、出征、見送り、必勝祈願、慰問袋づくり、凱旋、出迎、村葬など

◆ ◆ ◆ ◆ ◆

採用人員 約一五〇人
受付期間 六月五日
（二十四日）
◆ ◆ ◆ ◆ ◆

年齢 昭和二十六年四月二日
◆ ◆ ◆ ◆ ◆

相談員 愛知県身障者相談員 有馬茂男
◆ ◆ ◆ ◆ ◆

相談内容 主として諸手続きその他
詳しいことについては、岡崎警察署へ。

一般事項

警察官採用

（大卒男子）試験

*六月の
身障者相談コーナー

開設日*

六月七日（水曜日）
午前十時～午後三時

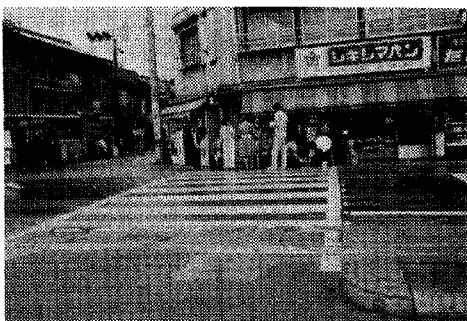
場所 中央公民館
第五会議室

県営幸田浄水場の見学

水道週間にちなんで、幸田町上
水道の供給源である幸田浄水場の
見学ができます。

くわしいことは、幸田浄水場へ
おきください。

（二一一四五〇）



スワッ！“巨人の足”

「止まろうね、横断歩道は。」
自分たちの子供は自分で守ろう
と幸田保育園、母の会のみなさん
が、通園通学路の横断歩道のところに足型マークをつけました。

（5月11日芦谷地内にて）

最近、水道メーターを調べに行
きますとボックス内外が、汚れて
いたり、物がおいてあつたりして
います。検針のときに困ります。
検針に伺ったときに次のような
点が見られますので、十分注意し
てください。

回 メーター器ボックス付近に犬
をつないだり、その犬の排泄
物が内部にはいったりして不
潔になっている。

水道課は、みんなに安心して
使用していただけの水を供給する
よう努めていますが、このよ
うな所では、努力が水のアワとな
ってしまいます。

メーター器ボックスの上やちか
くに物を置いたり、雨水、雑排水
が内部にはいらないようにしてく
ださい。

メーター器ボックス内外の管理
は水道使用者で行つていただくこ
とになっております。

ボーナスが…

所得税特別減税 昭和五十二年分

還付される金額は、本人は六〇
〇〇円、控除対象配偶者は扶養親
族は、一人につき三〇〇〇円とし
て計算した金額です。ただ、昭和
五十二年分の所得税額の方が少な
いときは、その税額までとなりま
す。還付方法と手続は次のとおり
です。

（サラリーマンの場合）
本年六月一日現在、昨年と同じ
会社に勤務している方は、六月一
七月ごろ、勤務先から還付。
（事業所得者などの場合）
事業所得者など確定申告をして
今年になつて五月末までに退職
した人や、昨年の中途中で退職した
人などは税務署へ還付請求をして
ください。

（二一一四五〇）
本年六月一日現在、昨年と同じ
会社に勤務している方は、六月一
七月ごろ、勤務先から還付。
（事業所得者などの場合）
事業所得者など確定申告をして
今年になつて五月末までに退職
した人や、昨年の中途中で退職した
人などは税務署へ還付請求をして
ください。

じや口をまわせば、すぐに水が
出るというは、あたりまえのこと
ですが、私たちは、毎日知らず
知らずに「水道」の恩恵を受けて
いるのです。

現在のようになって、水とい
うのはいろいろな活動をするのに無くてはなら
ない大切な水を供給する水道事業

が、生きていくには無くてはなら
ない大切な水を供給する水道事業
にご理解とご協力を願い、しま
す。

いつか来る水不足

6月7日まで水道週間

みなさんへ
上水道使用の
みなさんへ

じや口をまわせば、すぐに水が
出るというは、あたりまえのこと
建設費の増大や料金問題など水
道事業が抱える情勢は、非常にき
びしいものですが、わたくしたち
が、生きていくには無くてはなら
ない大切な水を供給する水道事業
にご理解とご協力を願い、しま
す。

当直医

診療時間（午前9時～12時）下記の外隣接市当直医
（午後2時～6時）市民病院へ

母子健康センター行事

6月 11日			
内科又は小児科	村山 医院	中島	43-2027
外 科	ワシミ 医院	久後崎	52-8811
産婦人科	遠山 医院	鴨田	21-7946
皮 泌 科	鳴田 医院	レオ7階	42-6555
耳鼻咽喉科	中村 医院	六供	22-2468
眼 科	南部 医院	羽根	51-5334
6月 18日			
内科又は小児科	神谷 医院	幸田	2-0212
外 科	内田 病院	康生南	21-5171
産婦人科	河合 医院	能見	21-6591
皮 泌 科	長谷川 医院	伊賀新	23-1871
耳鼻咽喉科	中野 医院	木町	22-0261
眼 科	栗屋 医院	鴨田	21-3656
6月 25日			
内科又は小児科	上田 医院	幸田	2-0052
外 科	宇野 病院	中岡崎	24-2211
産婦人科	長坂 病院	矢作橋	31-3170
皮 泌 科	宇野 病院	中岡崎	24-2211
耳鼻咽喉科	坂堂 医院	福寿	21-6156
眼 科	伊藤 医院	亀井	21-3313
7月 2日			
内科又は小児科	志賀 医院	中島	43-2015
外 科	柴田 医院	明大寺	51-1938
産婦人科	田那村 病院	康生南	23-8161
皮 泌 科	渡辺 医院	福寿	23-8005
耳鼻咽喉科	中西 医院	伊賀	22-3581
眼 科	岡田 医院	八幡	21-0134

なお、歯科は岡崎歯科医師会館（岡崎市六供町三本松）
で診療。時間 午前9時～11時30分

診療時間内に受けてください。
保険証を持参してください。

ツベルクリン・BCGの予防接種のお知らせ

月 日	種 名	場 所	時 間	該 当 者
7.3	ツベルクリン	母子健康センター	PM2.00～3.00	満6か月児～3歳の幼児で一度も接種していない者
.5	判定・B C G	母子健康センター	PM2.00～3.00	"